平成２６年（フ）第１０５号
長野県上田市秋和887番地
債務者　小山　清美
1　決定年月日時　平成26年９月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月10日まで
長野地方裁判所上田支部

平成２６年（フ）第１５７号
岐阜市芋島２丁目５番13―303号　フレスト岐阜東
債務者　井上　要子
1　決定年月日時　平成26年９月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月10日まで
岐阜地方裁判所

平成２６年（フ）第８９号
奈良県奈良市法蓮町195番地の４　大奥マンションＢ―301号、前住所奈良県奈良市青山１丁目３番地の10
債務者　町中ユキエ
1　決定年月日時　平成26年９月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月10日まで
津地方裁判所伊賀支部

平成２６年（フ）第１９０号
滋賀県甲賀市水口町松尾1170、住民票上の住所滋賀県湖南市石部南７丁目11番31号
債務者　竹村　明人
1　決定年月日時　平成26年９月11日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月10日まで
大津地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第１９２号
滋賀県草津市野路７丁目18番16―202号　サンライフ野路Ⅱ、前住所滋賀県草津市野路２丁目18番14号
債務者　桂　あゆみ
1　決定年月日時　平成26年９月11日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月10日まで
大津地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第１９７号
大津市坂本７丁目10番22号
債務者　板垣　繁美
1　決定年月日時　平成26年９月11日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月10日まで
大津地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第２３１号
大津市瀬田２丁目13番26―1207号
債務者　寺嶋仁兵衛
1　決定年月日時　平成26年９月11日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月10日まで
大津地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第５８７号
広島市佐伯区坪井２丁目922番地10
債務者　満田　博人
1　決定年月日時　平成26年９月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月10日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第５８８号
広島市佐伯区坪井２丁目922番地10
債務者　満田明日香
1　決定年月日時　平成26年９月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月10日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第３３号
広島県尾道市向島町5547番地１　堀内コーポ№５―101
債務者　山本　邦代（旧姓塗塀）
1　決定年月日時　平成26年９月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月10日まで
広島地方裁判所尾道支部

平成２６年（フ）第３６号
広島県尾道市吉和町4008番地３
債務者　重行　義博
1　決定年月日時　平成26年９月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月10日まで
広島地方裁判所尾道支部

平成２６年（フ）第３７号
広島県尾道市吉和町4008番地３
債務者　重行恵美子
1　決定年月日時　平成26年９月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月10日まで
広島地方裁判所尾道支部

平成２６年（フ）第４６号
広島県尾道市向島町9588番地１
債務者　中村　育子
1　決定年月日時　平成26年９月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月10日まで
広島地方裁判所尾道支部

平成２６年（フ）第１０６号
山口県下関市山の田中央町５番18号
債務者　吉﨑真理子
1　決定年月日時　平成26年９月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月10日まで
山口地方裁判所下関支部破産係

平成２６年（フ）第４４号
愛媛県今治市中日吉町１丁目３番61号　ＫＢコート日吉302号
債務者　渡部　ルミ
1　決定年月日時　平成26年９月11日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月10日まで
松山地方裁判所今治支部

平成２６年（フ）第１５３号
福岡県久留米市上津町1283番地３　プチクローバーⅡ105号、前住所福岡県大牟田市大字歴木388番地３
債務者　青木　優介
1　決定年月日時　平成26年９月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月10日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２６年（フ）第１５８号
福岡県久留米市日ノ出町13番地３
債務者　中村　雅彦
1　決定年月日時　平成26年９月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月10日まで
福岡地方裁判所久留米支部